

## 第1回集落営農・担い手 支援担当者研修会が開催されました！！

開催日時：平成17年7月28日(木)～29日(金)

会場：ウエルサンピア会津・JA会津みどり



### 分科会での共通課題！！

- ・ 農地の出し手や受け手相互の農家の利害関係を明確にした説明が必要。
- ・ 関係者の理解度に温度差があると、集落に入っても機能しないので共通のレベルでの支援体制が必要である。
- ・ 国の制度等に該当させる場合、集落営農への取組みを組織的に早急な対応が必要。
- ・ 転作の非協力者に対するJAや関係者の対応をより組織的に強力に行う必要がある。
- ・ 集落営農に対するの担当者間での考え方や概念に差がある場合、集落の合意形成を図り意識の統一が必要。
- ・ 農業年金受給者が生前一括贈与されている場合の税制猶予措置が農地集積するにあたっての、手続き等を要綱が出た時点でマニュアル化する必要がある。
- ・ 集落が持っている問題は品目横断のみではないので他の課題も含め総合的に検討する必要もある。
- ・ 地域の農業の将来を決めるのは農家が主体です（関係機関等はその意志の決定のための支援をする役割である）。
- ・ 100集落には100の集落営農があり、一概に画一的なものではない。従って現場地域に併せた支援が必要になる。
- ・ 新たな情報を早急に現場に繋げるため関係機関のそれぞれの役割を十分に発揮する体制で取組むべきである。

### 講演「ここがポイント集落営農」兵 庫県専門技術員 森本秀樹氏

今日の農業情勢において、集落営農が何故必要なのか？そして、現在は自分達だけでできても、今後そのまま維持できるのか？もしできないなら、どうしなければならないのか？それを皆で組織的に考えて実行するのが、集落営農であることを、熱く説明された。今ある営農組合をステップアップさせ、「収益性」「社会性」「継続性」を兼ね備えた企業的営農組合へと育成させる。地域を動かす集落リーダーの育成とそれを支えるのは地域であり、成功するか否かは基本的には地域住民である自分達の双肩にかかっていること。そのためには取り巻くJAを含む関係機関の協力体制と役割が欠かせないことを優良事例や具体的事例を含めて説明されました。

### 講演「2階建て方式の集落営農について」山形大学教授 楠本雅弘氏

二階建て方式の集落営農とは、現在の農村社会における集落の機能を十分発揮させる基礎となる部分（一階部分）と、特定農業法人や個別経営の多様な担い手組織に加え、高齢者や女性の活動など機能的な実働組織を展開させることで、農村社会の直面する様々な課題に有効に対応できる体制を作ることである。

JAグループ福島県域営農センター・福島県水田農業産地づくり対策等推進会議

(福島市飯坂町平野字三枚長1-1 024-554-3072 Fax 024-554-6022)

<http://www.ja-fc.or.jp/tyuou/onchu/index.html>

## 用語解説（４）

### 「価格変動対応型支払(米国)」

作物ごとに目標価格を設定し、市場価格またはローンレートの高い方に直接固定支払い分を加えた額が目標価格を下回った場合、その差額を補填(直接固定支払いと同様、過去の生産面積等を基に支払い)する制度を2002年農業法において導入した。

### 「UR方式」

全品目の平均引き下げ率と品目ごとの最低引下げ率を設定し、毎年等量で関税率を削減する方法。

### 「スイス方式」

一定の算式に基づき、全ての関税をある一定の関税率(例えば25%)未満に削減する方式。税率の高いものほど大幅に削減されることになる。

### 「CAP(共通農業政策)(Common Agricultural Policy)」

1958年に創設された欧州経済共同体設立条約であるローマ条約により、共通農業政策が規定され、1968年から本格的に実施されている。CAPは「共通市場制度」と「農村開発政策」の2つの柱から構成され、農業生産性の向上、農家の所得増大、農産物市場の安定化等を目的とする。財政支出の抑制、WTO農業交渉等を背景として、数次にわたり支持価格の引上げ及び直接支払いや農村開発政策の強化に向けた改革が行われてきた。

### 「デミニミス」

DeMinimis/最小限の政策としてWTO農業協定上削減対象とならない国内助成のこと。具体的には品目を特定した国内支持であればその品目の生産額、品目を特定していない国内支持であれば全ての農業生産額の5%以下の国内助成が対象。開発途上国の場合は10%まで認められている。我が国では、野菜、鶏卵の価格安定対策等が該当。

### 「糖価調整制度(調整金制度)」

競争力の高い輸入糖及び異性化糖と国産糖の価格を調整し、輸入糖及び異性化糖からの調整金並びに国からの交付金を財源として、国産糖及び原料作物の生産を支える制度。調整金は、砂糖の価格調整に関する法律に基づき独立行政法人農畜産業振興機構が瞬間的な売買を行うことによって徴収。輸入に係る調整金については、対外的には関税と同じ取扱いとなる。

### 「抱合せ」

関税割当制度の中で国内産品の引取りを条件に輸入品の関税を無税又は低税率にする制度。需要者がこの制度を利用するか、通常の間税(2次税率)を支払って輸入するかは自由。例えばでん粉製造販売業者が製品の原料としてコーンスターチ用)とうもろこしを輸入する場合は、一定割合の国産いもでん粉を購入することを条件に関税が無税となる。